

第 100 号議案

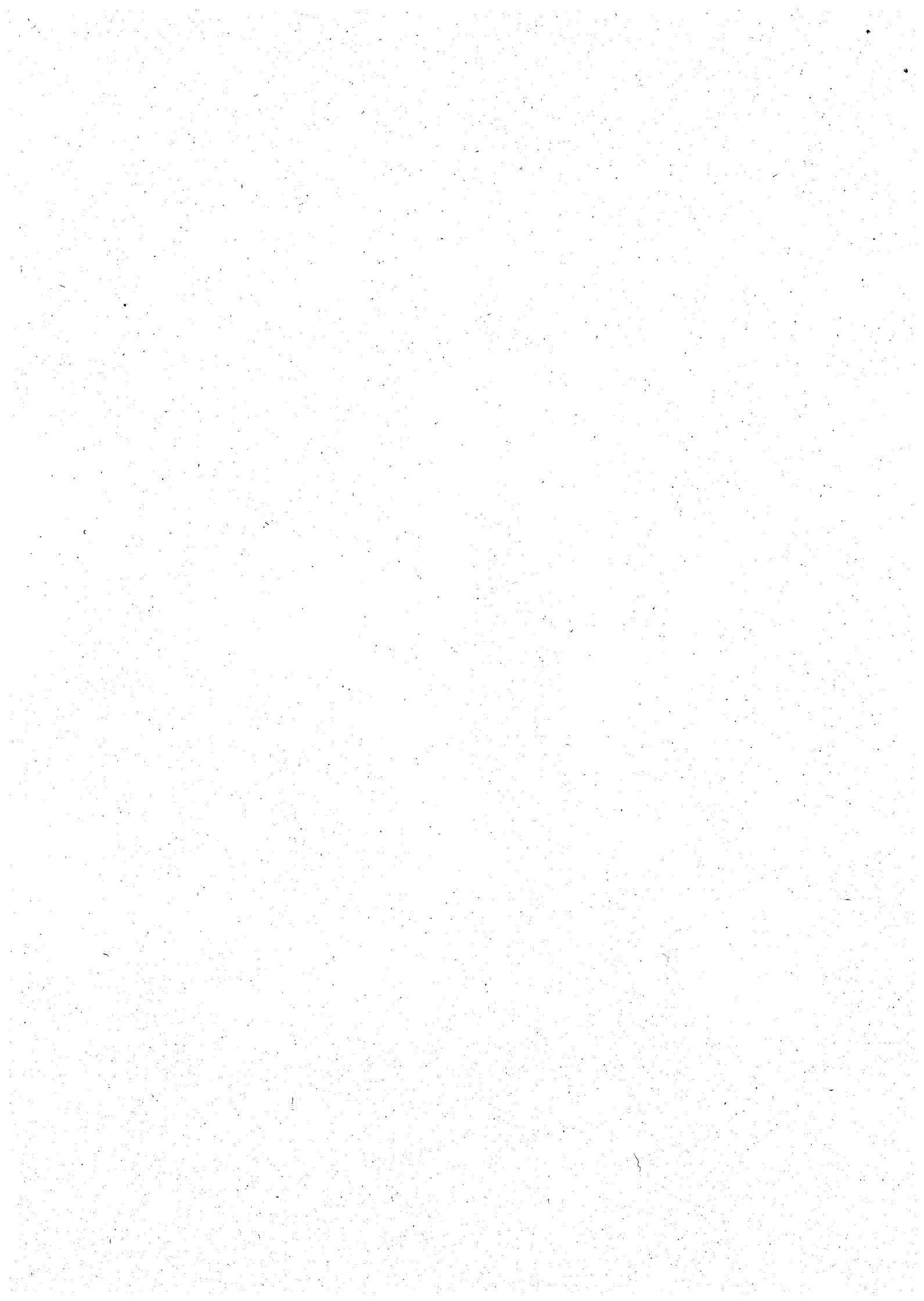
市道路線の認定及び廃止について

目 次

1 路線名一覧表	1 ページ
2 市道路線認定及び廃止位置図	2 ページ
3 位置図、起終点写真	3 ~ 4 ページ
4 市道路線計画平面図	5 ページ
5 道路法及び同法施行規則(抜すい)	6 ページ

土木部

平成30年9月



## 【路線名一覧表】

図面番号	路線名	道路延長	道路幅員	理由	備考
①	岩屋町葉山1号線	L = 200.0m	W=12.0m	道路整備	認定
②	葉山43号線	L = 99.4m	W=4.0m~14.0m	認定路線と重複	廃止

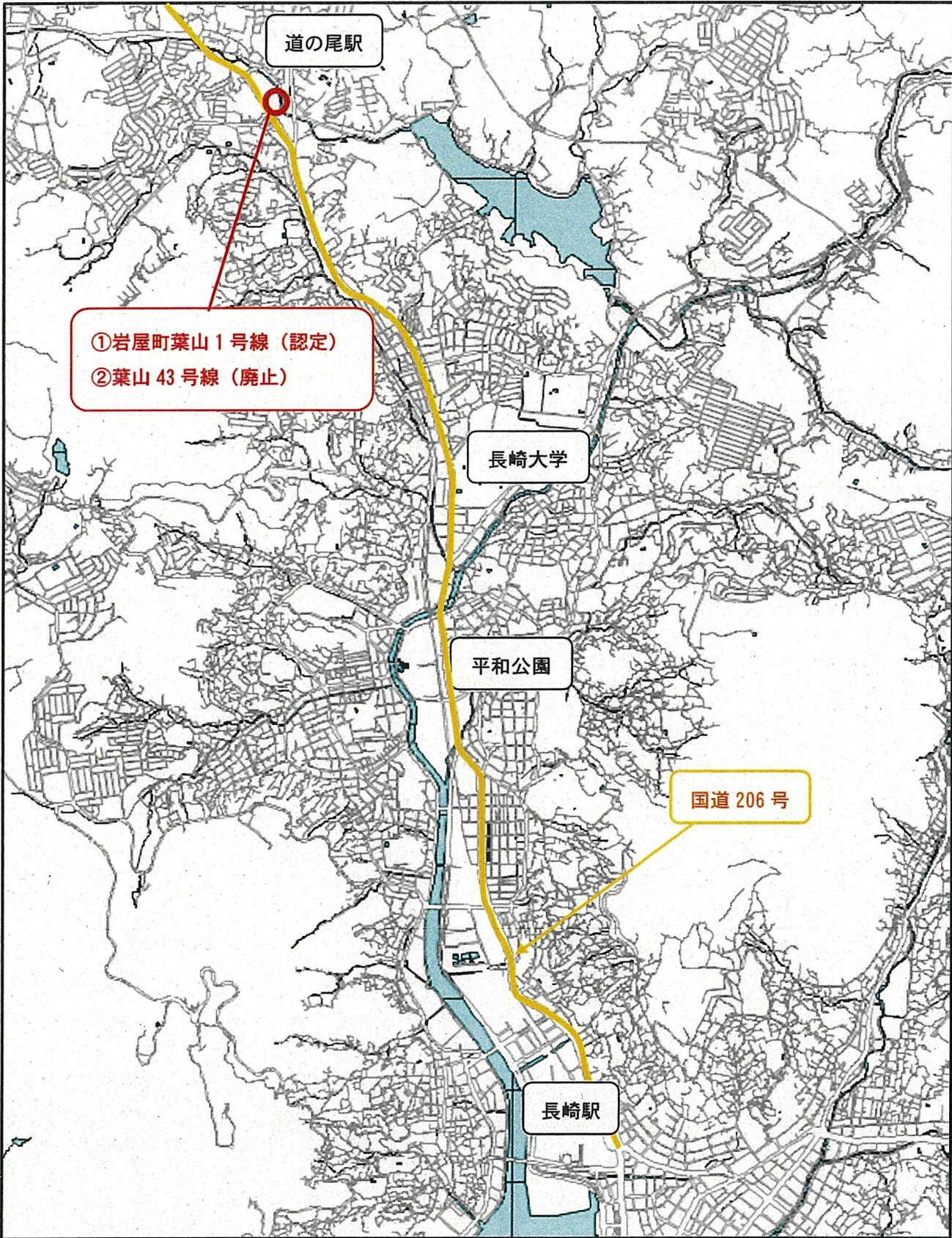
### 《認定路線 計》

路線数 1 路線	総延長 L = 200.0m
----------	-------------------

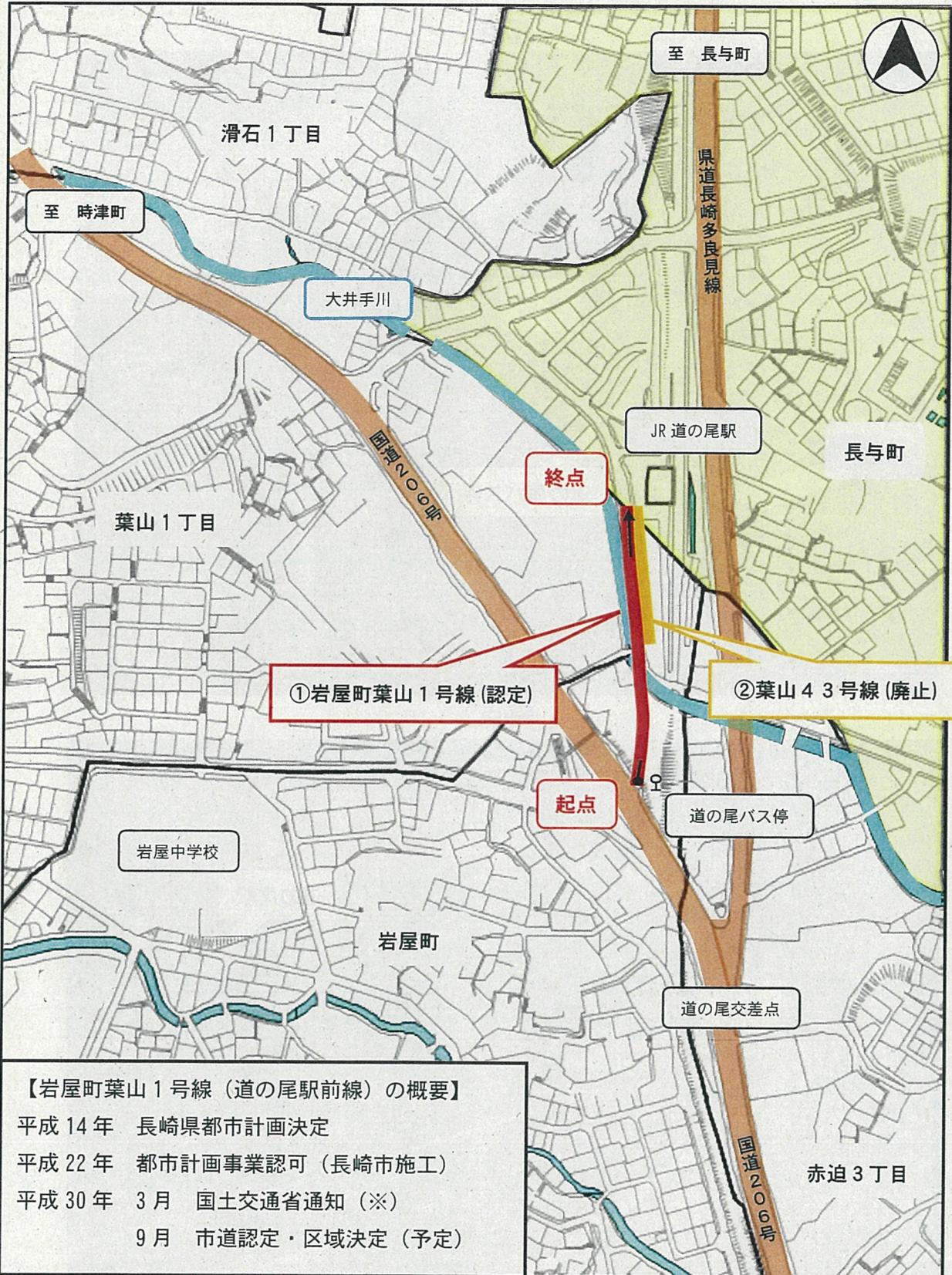
### 《廃止路線 計》

路線数 1 路線	総延長 L = 99.4m
----------	------------------

市道路線認定及び廃止位置図



# 【位置図】

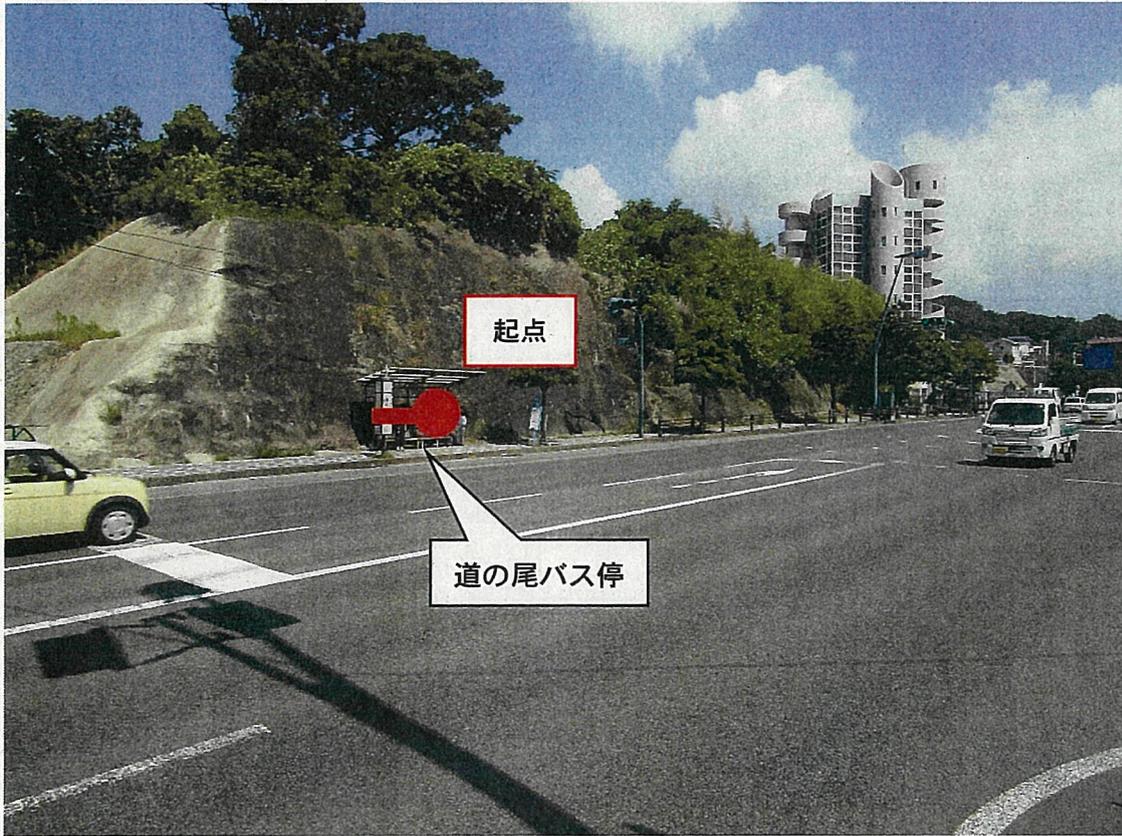


## ※【国土交通省通知】

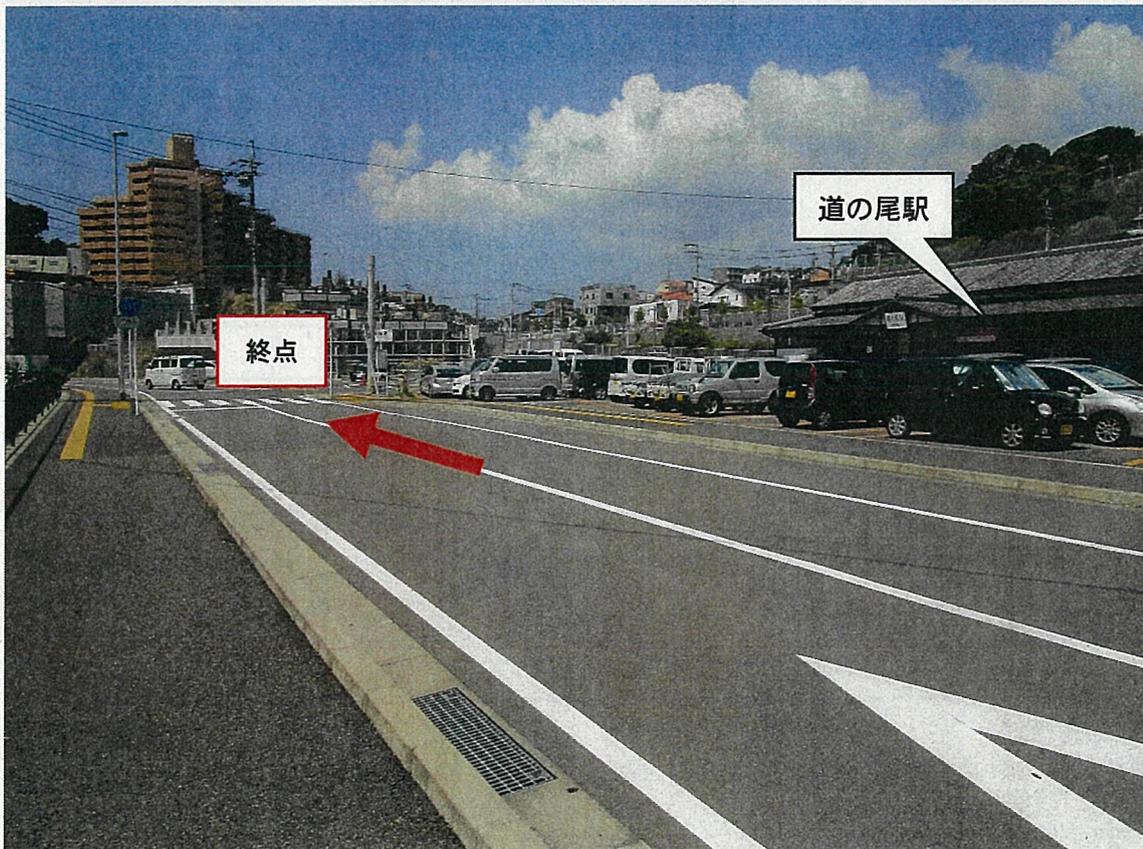
街路事業は都市計画法第59条による都市計画事業認可により事業に着手するが、国からの補助については、道路法56条に基づくものであるため、補助申請時には、道路法上の道路としての路線認定、区域決定(変更)を行うよう通知がなされました。

# 岩屋町葉山1号線

起点



終点

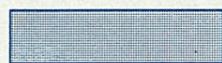




都市計画道路  
道の尾駅前線  
計画平面図



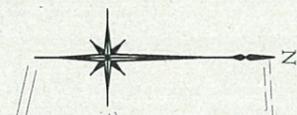
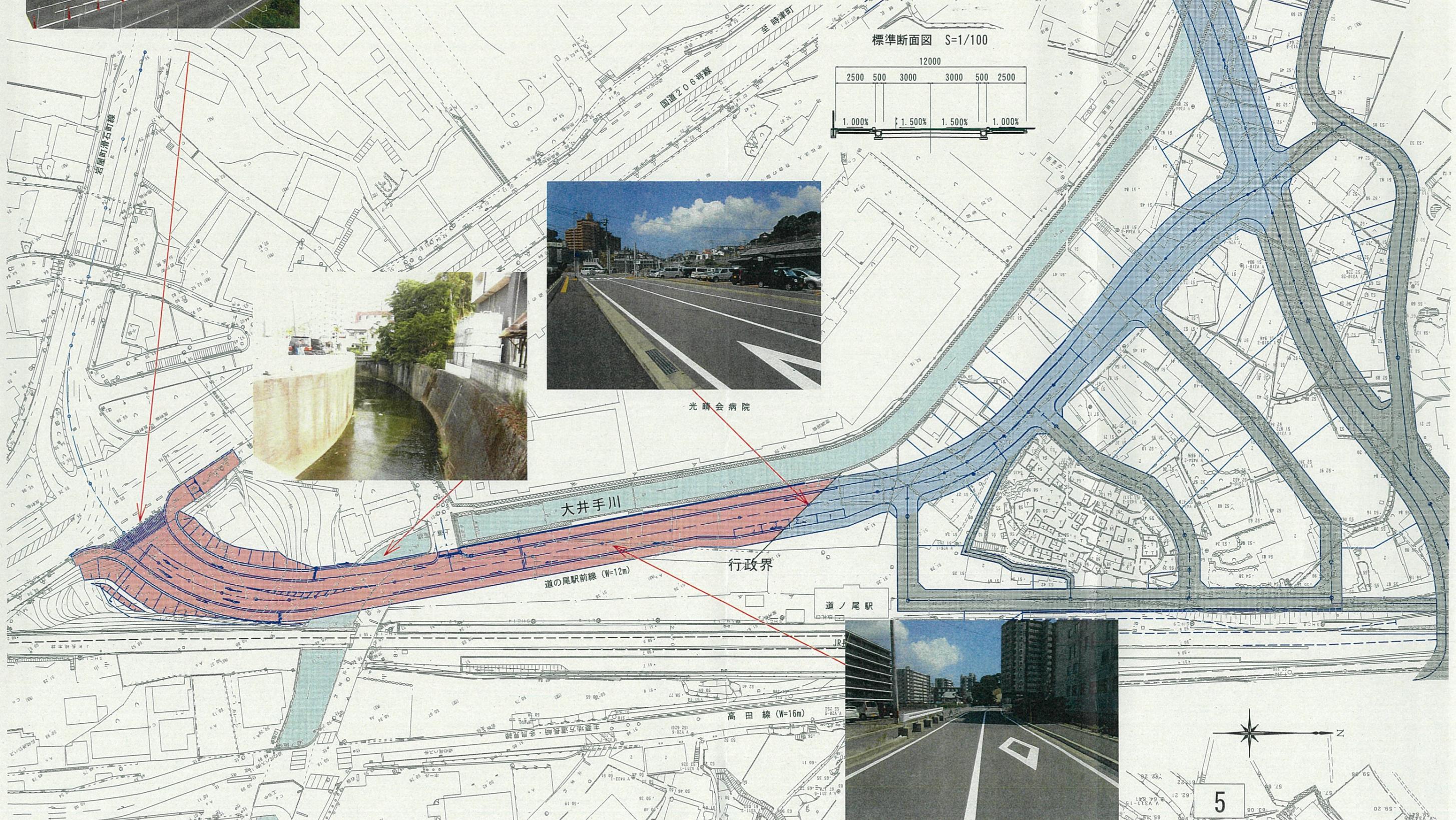
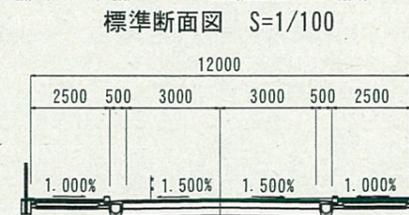
長崎市事業区間  
延長200m 幅員12m



長与町事業区間  
延長470m 幅員12m



高田南土地開発事業区間



## ○道路法

(道路の種類)

第三条 道路の種類は、左に掲げるものとする。

一 高速自動車国道      二 一般国道      三 都道府県道      四 市町村道

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第八条 第三条第四号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

(路線の認定の公示)

第九条 都道府県知事又は市町村長は、第七条又は前条の規定により路線を認定した場合においては、その路線名、起点、終点、重要な経過地その他必要な事項を、国土交通省令で定めるところにより、公示しなければならない。

(路線の廃止又は変更)

第十条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなつたと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

3 第七条第二項から第八項まで及び前条の規定は前二項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第八条第二項から第五項まで及び前条の規定は前二項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

(道路に関する費用の補助)

第五十六条 国は、国土交通大臣の指定する主要な都道府県道若しくは市道を整備するために必要がある場合、第七十七条の規定による道路に関する調査を行うために必要がある場合又は資源の開発、産業の振興、観光その他国の施工上特に道路を整備する必要があると認められる場合においては、予算の範囲内において、政令で定められるところにより、当該道路の新築又は改築に要する費用についてはその二分の一以内を、道路に関する調査に要する費用についてはその三分の一以内を、指定区間外の国道の修繕に要する費用についてはその二分の一以内を道路管理者に対して、補助することができる。

## ○道路法施行規則

(路線の認定等の公示)

第一条 道路法(昭和二十七年法律第百八十号。以下「法」という。)第九条の規定による路線の認定又は法第十条第三項において準用する法第九条の規定による路線の廃止若しくは変更の公示は、それぞれ別記様式第一、第二又は第三により、行うものとする。

2 都道府県知事又は市町村長は、前項の公示をずる場合においては、都道府県道については縮尺五万分の一、市町村道については縮尺一万分の一程度の図面に当該路線を明示し、都道府県又は市町村の事務所において一般の縦覧に供しなければならない。ただし、市街地その他特に必要があると認められる部分については、別に拡大図を備えなければならない。